規定第1-1号

一般社団法人八女筑後薬剤師会 役員選出規定

2013年4月2日制定

（目的）

第１条 この規定は、一般社団法人八女筑後薬剤師会（以下「本会」という。）定款第23条及び24条に基づき、役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（役員の種類）

第２条 この規定において「役員」とは、理事及び監事をいう。

（役員の定数）

第３条 役員を次のとおり区分する。

（１）理事 3人以上15人以内

（２）監事 1人以上 2人以内

（候補者選出方法）

第４条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

（１）理事 立候補制とする。ただし、本会の正会員であり八女筑後学校薬剤師会会長に選任された者は、理事会の議決により候補者として選出する。

（２）監事 理事会の議決により候補者を選出する。

（理事候補の立候補）

第５条 理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

（１）立候補者は、定款第５条に規程する正会員であること。

（２）立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。

（３）立候補の受付は、郵送又は持ち込みとする。但し、郵送の場合は、締切日の消印を有効とする。

（４）立候補者は、所定の立候補届に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

（選挙管理委員会）

第６条 役員候補選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

２．理事会は、選挙管理委員会の委員２人以上を任命し、会長が委嘱する。但し、理事会は

選挙管理委員として、理事候補予定者、監事候補予定者を任命することはできない。委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

３. 選挙管理委員は、役員に立候補することはできない。

４. 選挙管理委員会は、理事候補選出のための公示を行わなければならない。

５. 選挙管理委員会は、14日以上30日を越えない範囲で立候補受付期間を定めなければならない。

６. 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、候補者名簿をととのえて総会に提出

する。

７. 選挙管理委員会は、理事及び監事の投票による選出を受けて、選出された理事、監事名簿をととのえて総会に提出する。

（役員候補者名簿の公示）

第７条 役員候補者の名簿は、役員選任のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

（役員選任方法）

第８条 総会において役員を選任する方法は、次のとおりとする。

（１）理事 候補者毎に出席者による投票を行い、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。（3人以上の選出であれば、定数枠に達しなくとも有効とする。）

ただし、本会の正会員であり八女筑後学校薬剤師会会長に選任された者は、出席者による信任投票を行い、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

（２）監事 候補者毎に出席者による投票を行い、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。（1人以上の選出であれば、定数枠に達しなくとも有効とする。 ）

２．前項第１号の投票方法等の細目については、理事会において別に定める。

（欠員）

第９条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

（委任）

第10条 この規定に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

（改正）

第11条 この規定を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規定は、平成25年4月2日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年6月23日から施行する。

附則

この規定は、令和7年3月14日から施行する。